第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	価格高騰重点支援給付金給付システムファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局企画管理課	
個人情報ファイルの利用目的	価格高騰重点支援給付金の給付事務のために利用する。	
記録項目	1 統一コード、2 カナ氏名、3 氏名、4 生年月日、5 性別コード、6 行政区コード、7 世帯番号、8 続柄区分、9 転入前住所、10 現住所、11 郵便番号、12 住民でなくなった日、13 住民でなくなった事由、14 住民となった年月日、15 住民となった事由、17 支援対象に関する情報、18 住民税の均等割額、19 臨時特別給付金受給世帯に係る口座情報、20 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金受給世帯に係る口座情報、21 給付対象区分、22 申請書情報、23 申請書出力情報、24 申請書受入情報、25 申請書不達情報、26 書類不備情報、27 申請受付情報、28 支給不支給決定情報、29 更新日時	
記録範囲	基準日（(令和５年６月１日時点、令和５年１２月１日時点、令和６年６月３日、令和６年１２月１３日時点）に尼崎市に住民登録している者	
記録情報の収集方法	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第 10 条、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条 1 項及び個人情報の保護に関する法律第 18 条第 3 項第 4 号に基づきデータを収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有　　☑ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	高齢バス・タクシーシステム	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局福祉部福祉課、南部保健福祉センター南部福祉相談支援課、北部保健福祉センター北部福祉相談支援課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢バス運賃助成に係る資格審査のため	
記録項目	１申請者番号、２申請者宛名番号、３申請者世帯番号、４申請者行政区、５申請者氏名、６申請者生年月日、７申請者性別、８申請者住所、９住民区分、１０住民日異動日、１１申請日、１２申請決定日、１３介護保険料区分、１４所得段階	
記録範囲	尼崎市高齢者バス運賃助成申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人若しくは代理人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	(株)阪神バス	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	障がい者総合福祉システム	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局福祉部福祉課、南部保健福祉センター南部福祉相談支援課、北部保健福祉センター北部福祉相談支援課	
個人情報ファイルの利用目的	尼崎市乗合自動車福祉乗車証に係る資格審査のため	
記録項目	１申請者氏名、２申請者番号、３申請者登録番号、４申請統一番号、５申請者世帯番号、６申請者生年月日、７申請者性別、８申請者住所、９申請事由、１０申請日付、１１乗車証種別、１２障害者手帳区分、１３障害者手帳種別等級	
記録範囲	尼崎市乗合自動車福祉乗車証、尼崎市乗合自動車福祉乗車証再交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人若しくは代理人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	(株)阪神バス	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書受付処理簿	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく進達事務	
記録項目	１受付番号、２受付年月日、３請求者氏名、４請求者生年月日、５戦没者との続柄、６請求者住所、７戦没者氏名、８戦没者生年月日、９戦没者本籍、１０県への進達年月日、１１補正状況、１２裁定年月日、１３国債通知書受領年月日、１４国債受領年月日、１５国債通知文発送年月日、１６国債交付年月日、１７裁定通知番号	
記録範囲	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求者及び相続人、請求受任者	
記録情報の収集方法	特別弔慰金請求書、戸籍、裁定通知書、送付連名簿	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目23番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑　法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第60条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	民生児童委員・協力委員名簿	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局福祉部福祉課 福祉局南部保健福祉センター南部保健福祉管理課、南部保護第１担当、南部保護第２担当、南部福祉相談支援課、南部障害者支援課 福祉局北部保健福祉センター北部保健福祉管理課、北部保護第１担当、北部保護第２担当、北部福祉相談支援課、北部障害者支援課 保健局南部保健福祉センター南部地域保健課 保健局北部保健福祉センター北部地域保健課 地域協働局地域振興センター地域課（６地区） 危機管理安全局危機管理安全部災害対策課 保健局保健所疾病対策課 福祉局福祉部重層的支援推進担当 福祉局福祉部包括支援担当 福祉局福祉部介護保険事業担当 福祉局法人指導・障害福祉担当障害福祉政策担当	
個人情報ファイルの利用目的	各担当地域内で、生活上の問題、家族の問題、高齢者福祉、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じる民生委員児童委員及び協力委員の情報を管理し、福祉の増進を図っていくため	
記録項目	１民生児童委員氏名、２民生児童委員生年月日、３民生児童委員性別、４民生児童委員職業、５民生児童委員住所、６民生児童委員電話番号、７民生児童委員委嘱年月日、８民生児童委員解職年月日、９民生児童委員担当区域、１０協力委員住所、１１協力委員氏名、１２協力委員生年月日、１３協力委員委嘱年月日、１４協力委員解職年月日、１５協力委員電話番号、１６協力委員担当区域、１７協力委員担当民生児童委員氏名	
記録範囲	民生児童委員及び協力委員に委嘱された者	
記録情報の収集方法	民生児童委員候補者推薦書、民生児童協力委員候補者推薦書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	尼崎市社会福祉協議会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■　法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □　有　□　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	災害時要援護者情報ファイル
行政機関等の名称	尼崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局福祉部重層的支援推進担当
個人情報ファイルの利用目的	災害時要援護者情報の管理を行い、災害時の避難支援及び安否確認等を円滑に行うことを目的とする。
記録項目	１氏名、２生年月日、３性別、４住所、５電話番号、６ファックス番号、７携帯電話番号、８メールアドレス、９要支援・要介護認定区分、１０認知症自立度、１１居宅介護支援事業所、１２障害者手帳等級、１３身体障害種別、１４療育手帳判定、１５精神障害者保健福祉手帳等級、１６特定疾病名、１７妊産婦、１８ 65歳以上のみ世帯、１９名簿情報提供の同意の有無、２０緊急連絡先、２１医療機関の情報、２２見守り安心事業希望の有無、２３安心通報システムの利用の有無、２４認知症 SOS の登録の利用の有無、２５担当区域の民生児童委員、２６担当区域の町会名、２７担当区域の小学校区、２８担当区域の警察署
記録範囲	災害時要援護者 （介護保険制度の要支援・要介護認定者、身体障害者手帳を所持する者、療育手帳を所持する者、精神障害者保健福祉手帳を所持する者、難病患者（特定医療費（指定難病）受給者等）、乳幼児及び妊産婦、65 歳以上のみ世帯（一人暮らし・夫婦等）、上記以外で特に配慮を要する方）
記録情報の収集方法	職権調査による市民課、介護保険事業担当課、障害福祉課、健康増進課及び疾病対策課からの情報並びに本人から提出される同意書による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察署、消防署、民生児童委員、自治会・町会等地域自治組織・団体、避難支援等関係者及び社会福祉協議会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当 （所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―

個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□ 法第60条第2項第2号 （手作業処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☑ 有　□ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	見守り安心事業情報ファイル
行政機関等の名称	尼崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局福祉部重層的支援推進担当
個人情報ファイルの利用目的	高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるように、高齢者等の見守りをする事業を実施し、もって地域福祉の向上に資することを目的とする
記録項目	１氏名、２生年月日、３性別、４住所、５電話番号、６ファックス番号、７携帯電話番号、８メールアドレス、９要支援・要介護認定区分、１０認知症自立度、１１居宅介護支援事業所、１２障害者手帳等級、１３身体障害種別、１４療育手帳判定、１５精神障害者保健福祉手帳等級、１６特定疾病名、１７妊産婦、１８ 65歳以上のみ世帯、１９名簿情報提供の同意の有無、２０緊急連絡先、２１医療機関の情報、２２見守り安心事業希望の有無、２３安心通報システムの利用の有無、２４認知症 SOS の登録の利用の有無、２５担当区域の民生児童委員、２６担当区域の町会名、２７担当区域の小学校区、２８担当区域の警察署
記録範囲	高齢者等 【６５歳以上のみの世帯（一人暮らし・夫婦等）の構成員、介護保険制度の要介護認定者（介護度３以上）、身体障害者手帳を所持する者（１・２級）、療育手帳を所持する者（療育手帳Ａ）、精神障害者保健福祉手帳を所持する者（１級）、難病患者（特定医療費（指定難病）受給者等）上記以外で特に配慮を要する者】
記録情報の収集方法	職権調査による市民課、介護保険事業担当課、障害福祉課、健康増進課及び疾病対策課からの情報並びに本人から提出される同意書による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	社会福祉協議会、自治会・町会等地域自治組織・団体
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当 （所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―

個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□ 法第60条第2項第2号 （手作業処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☑ 有　□ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	地域包括支援センター支援システム	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局福祉部包括支援担当	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法第 115 条の 46 に規定され、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を目的に、市内 12 か所に設置している地域包括支援センターにおいて、総合相談や権利擁護等、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定に必要な支援を行う。	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日、４住所、５日常生活自立度、６認定情報、７障害等認定、８住居環境、９経済状況、10 緊急連絡先、11 担当ケアマネ、12 家族構成、13 相談内容、14 他機関での相談状況、15 支援計画、16 今までの生活、17 一日の生活・過ごし方、18 趣味・楽しみ・特技、友人・地域との関係、19 現病歴・既往歴と経過、20 現在利用しているサービス、21 世帯構成照会出力、22 住民税情報出力、23 要介護認定台帳照会出力、24 経過記録	
記録範囲	65 歳以上の市民	
記録情報の収集方法	介護保険システムからの情報連携及び地域包括支援センター職員等の支援記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	尼崎市地域包括支援センター（市内 12 か所）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☑　法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☑　有　　□　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	いきいき百歳体操等推進事業参加者ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局福祉部包括支援担当	
個人情報ファイルの利用目的	身近な地域で気軽に参加できるよう、いきいき百歳体操やフレイルチェック等の取組を推進し、地域ぐるみの介護予防体制の構築を目指す。	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日、４住所、５電話番号、６被保険者番号、７要介護・支援区分	
記録範囲	市内で実施するいきいき百歳体操に参加する65歳以上の高齢者	
記録情報の収集方法	いきいき百歳体操実施団体より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑　法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☑　法第60条第2項第2号（手作業処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☑　有　　□　無	
備考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	いきいき100万歩運動事業参加者台帳	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局福祉部包括支援担当	
個人情報ファイルの利用目的	介護が必要となる状態を予防するため、65 歳以上の高齢者に対して、ウオーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。市民の参加登録を受け付け、達成した歩数に応じて、記念品の贈呈を行う。	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日、４住所、５電話番号、６被保険者番号	
記録範囲	当該事業に参加する65歳以上の高齢者	
記録情報の収集方法	事業参加者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	社会福祉法人　尼崎市社会福祉協議会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑　法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☑　法第60条第2項第2号（手作業処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☑　有　　□　無	
備考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	高齢者ふれあいサロン参加者名簿	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局福祉部包括支援担当	
個人情報ファイルの利用目的	自主的・定期的に地域で活動するグループ等が地域の高齢者等に対して実施する交流活動や介護予防に資する活動に対して補助することで、介護予防の充実を図る。	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日、４住所、５電話番号、６介護保険被保険者番号、７要介護・支援区分、８身長、９体重	
記録範囲	市内で活動するサロンに参加する 65 歳以上の高齢者	
記録情報の収集方法	サロン実施団体より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☑ 法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☑ 有　□ 無	
備考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	介護保険システム
行政機関等の名称	尼崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局福祉部介護保険事業担当
個人情報ファイルの利用目的	介護保険業務の円滑な運営に資することを目的とし、介護保険に関する資格得喪、保険料、介護度認定の調査・審査業務、給付業務などの管理
記録項目	1 被保険者の氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 世帯構成員、6 被保険者番号、7 第１号被保険者、第２号被保険者の別、8 被保険者資格の取得・喪失日、9 理由。10 第２号被保険者については保険者番号、11 保険者名称、12 被保険者記号番号、13 介護保険料の賦課状況、14 介護保険で必要な個人及び世帯の所得状況、15 年金からの保険料天引き（特別徴収）情報、16 個人で保険料を納める（普通徴収）情報、17 公示送達の有無、18 生活保護情報で市町村名、19 受給の開始・廃止日、20 老齢福祉年金受給状況、21 個人保険料の算式、22 保険料減免の事由及び減免額、23 介護保険に関する書類の送付先及び届出年月日・届出者氏名、24 転出先住所、25 被保険者証交付状況、26 要介護・支援区分、27 認定日、28 有効期間などの認定情報、29 訪問調査、主治医意見書の進捗状況、30 適用除外情報、31 旧措置者状況、32 保険料収納状況、33 保険料納付承継人情報、34 保険料滞納者情報、35 ケアプラン作成届出状況の有無、36 償還申請の有無、37 介護サービスの利用状況とそのサービス提供事業者、38 サービス受給者情報、39 サービス利用に関しての減免・減額情報、40 在宅・施設利用の介護サービス給付実績情報、41 高額介護サービス費情報、42 個人番号
記録範囲	６５歳以上の高齢者等
記録情報の収集方法	職権調査による市民課、市民税課などからの情報や本人から提出される介護保険認定申請書、個人番号中間サーバ、本人、家族、関係者、庁内関係課からの聞き取り、情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	兵庫県介護保険課、兵庫県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当 （所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□　法第60条第2項第2号 （手作業処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル　☑有　　□　無	
備　　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	介護保険指定管理システム	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局法人指導・障害福祉担当法人指導課	
個人情報ファイルの利用目的	指定審査事務における本人の資格審査のため	
記録項目	１申請者氏名、２申請者住所、３申請者職名、４管理者氏名、５管理者住所、６管理者兼職、７特定有資格従業者氏名、８特定有資格従業者住所、９苦情解決処置担当者氏名	
記録範囲	申請者、管理者、特定有資格従業者、苦情解決処置担当者	
記録情報の収集方法	申請者からの申告及び傍証資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	障害者総合支援法指定事業所管理システム	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局法人指導・障害福祉担当法人指導課	
個人情報ファイルの利用目的	指定審査事務における本人の資格審査のため	
記録項目	１申請者氏名、２申請者住所、３申請者職名、４管理者氏名、５管理者住所、６管理者兼職、７特定有資格従業者氏名、８特定有資格従業者住所、９苦情解決処置担当者氏名	
記録範囲	申請者、管理者、特定有資格従業者、苦情解決処置担当者	
記録情報の収集方法	申請者からの申告及び傍証資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目２３番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	尼崎市障害福祉総合システムファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局法人指導・障害福祉担当障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者福祉・知的障害者福祉に関する業務、障害者総合支援法の規定に基づく自立支援給付等業務、児童福祉法に基づく障害児の通所支援給付等業務	
記録項目	1 氏名　、2 住所　、3 生年月日　、4 電話番号　、5 障害者手帳情報　、6 障害福祉サービスに関する情報、　7 児童通所給付等に関する情報	
記録範囲	身体障害者手帳及び療育手帳交付申請並びに障害福祉サービス等支給並びに児童通所給付等給付申請に係る書類を提出した者	
記録情報の収集方法	本人及び保護者よりの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 （手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有　　☑ 無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護システム	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局南部保健福祉センター南部保健福祉管理課・南部保護第１担当・南部保護第２担当、福祉局北部保健福祉センター北部保健福祉管理課・北部保護第１担当・北部保護第２担当	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護法に基づく、被保護世帯への保護の適用（開始、変更、停止、廃止）を行うために利用する。	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５連絡先、６扶養義務者情報、７医療扶助適用状況、８介護扶助適用状況、９保護費支給状況、10 他法適用状況、11 返還金状況、12 その他世帯にかかる情報全般	
記録範囲	生活保護受給者・扶養義務者（廃止者を含む）	
記録情報の収集方法	本人の申告、市の他部署、市以外の行政機関（他市町村）、その他（金融機関・日本年金機構・雇用主・医療機関等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護版レセプト管理システム	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局南部保健福祉センター南部保健福祉管理課・南部保護第１担当・南部保護第２担当、福祉局北部保健福祉センター北部保健福祉管理課・北部保護第１担当・北部保護第２担当	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護の医療扶助事務に利用する。	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５病歴、６その他	
記録範囲	被保護者	
記録情報の収集方法	兵庫県社会保険診療報酬支払基金	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	兵庫県社会保険診療報酬支払基金	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　　☑　無	
備考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活困窮者自立支援統計システム	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課、北部保健福祉センター北部福祉相談支援課	
個人情報ファイルの利用目的	生活困窮者自立支援法に基づき、設置が義務付けられている自立相談支援機関の窓口において、相談者からの相談に円滑に対応するため個人情報を利用する。	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日、４住所、５電話番号、６家族関係等個人の属性に関わる基本情報、７健康状態、８疾病、９傷害、10 介護等健康に関する情報、11 就労・通学・通所に関する情報、12 収入、13 資産、14 債務等経済的情報、15 福祉制度利用状況、16 生活歴や過去の経験、17 抱えている課題等、18 相談業務において知り得た情報	
記録範囲	自立相談支援機関の窓口への相談者	
記録情報の収集方法	相談者からの聞き取り、相談者から提出される住居確保給付金支給申請書等の書類など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	尼崎市障害福祉総合システムファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局北部保健福祉センター北部障害者支援課、南部保健福祉センター南部障害者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者福祉・知的障害者福祉に関する業務、障害者総合支援法の規定に基づく自立支援給付等業務、児童福祉法に基づく障害児の通所支援及び相談支援等業務に係る支給決定等	
記録項目	1.氏名　2.住所　3.生年月日　4.電話番号　5.障害者手帳情報 6.障害福祉サービスに関する情報	
記録範囲	身体障害者手帳及び療育手帳交付申請並びに障害福祉サービス等支給申請に係る書類を提出した者	
記録情報の収集方法	本人及び保護者よりの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目23番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号 （手作業処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		